

社会福祉法人和光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会(以下、「法人」という。)の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任委員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任委員とあわせて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

- 2 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表による。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、社会福祉法人和光会旅費規定に準じて支給する。
- 3 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成30年6月22日から改定施行する。

この規程は、令和5年6月20日から改定施行する。

別表1 (評議員の日当)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	5,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出務	5,000円

※ 評議員選任委員についても、評議員に準じる。

別表2 (理事長の報酬等)

名 称	報 酬
理 事 長 (月額)	<u>700,000円以下</u>

別表3 (非常勤役員の報酬等)

(1) 理事

名 称	報 酬
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出務	10,000円

(2) 監事

名 称	報 酬
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出務	10,000円